

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者を全力で支援します！

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、「受注・キャンセルにより売上が減少している」、「仕入が滞っている」など、企業の皆様から多くの声が寄せられております。商工会議所では、経営相談をはじめ皆様をサポートする事業を実施しています。ぜひご活用ください。

主な資金繰り・雇用・販路拡大等の各種支援策をご紹介します。(5月7日現在) 下記以外の支援策や、支援内容の変更等があり得ますので、最新情報等については当所までお問合せください。

資金繰り支援

持続化給付金

【詳しいお問合せ】 持続化給付金事業コールセンター TEL 0120-115-570 (8:30~19:00)

【給付額】 法人：200万円まで、個人事業者：100万円まで ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限。

【給付対象】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少していること。
- ・資本金10億円以上の大企業を除き、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者が対象。

【申請期間】

令和2年5月1日～令和3年1月15日。電子申請の場合は申請後、2週間程度で給付。(予定)

【申請方法】

Web上での申請を基本とする。(申請支援窓口を設置予定)

【必要書類等】

- ①2019年の確定申告書類の控え
- ②減収月の事業収入額を示した帳簿等
- ③通帳の写し
- ④法人番号(法人)または本人確認書類(個人)



新型コロナウイルス感染症特別貸付(日本政策金融公庫国民生活事業)

【詳しいお問合せ】 日本政策金融公庫新潟支店国民生活事業 TEL 025-246-2011 (平日9:00~17:00)

【融資対象】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

- ①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、または店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業など、前年(前々年)同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - a 過去3ヶ月(最近1ヶ月を含む。)の平均売上高
 - b 令和元年12月の売上高
 - c 令和元年10月~12月の売上高平均額 ※個人事業主は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金 【担保】 無担保

【貸付期間】 設備20年以内、運転15年以内 【うち据置期間】 5年以内 【融資限度額(別枠)】 6,000万円

【金利】※ 当初3年間 基準金利▲0.9%(1.36%→0.46%)、4年日以降基準金利

新型コロナウイルス対策マル経融資

【お問合せ】 新潟商工会議所 経営相談課 TEL 025-290-4411 (平日9:00~17:30)

【融資対象】

最近1ヶ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金 【担保】 無担保 【保証人】 無保証人

【融資限度額】 別枠1,000万円 【据置期間】 運転資金3年以内、設備資金4年以内

【金利】※ 経営改善利率1.21%(令和2年4月1日時点)より当初3年間、▲0.9%引下げ(1.21%→0.31%)

※上記二つの融資に対する特別利子補給制度

【お問合せ】 中小企業 金融・給付金相談窓口 TEL 0570-783183 (9:00~17:00)

【適用対象】

- ①個人事業主(事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る): 要件なし
- ②小規模事業者(法人事業者): 売上高▲15%減少
- ③中小企業者(上記①②を除く事業者): 売上高▲20%減少

【利子補給期間】 借入後当初3年間

雇用支援

雇用調整助成金の特例措置を拡充

【詳しいお問合せ】新潟労働局職業対策助成金センター（ハローワーク新潟管内） TEL 025-278-7181

新型コロナウイルス感染症特例措置

【助成対象】令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業等に適用

- ・雇用保険被保険者でない労働者の休業
- ・1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能
- ・新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6ヶ月未満の労働者

※最近3ヶ月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象

【助成率】・休業手当：中小企業4/5、大企業2/3 ・解雇等行わない場合：中小企業9/10、大企業3/4
※休業等要請を受けた中小企業で一定の要件を満たす場合は、休業手当全体の助成を10/10とする特例あり。

【加算額】・教育訓練を実施した場合：中小企業2,400円、企業1,800円

【計画届】事後提出を認める（令和2年1月24日～令和2年6月30日）

【申請書類】添付書類の削減と記載事項の削減

【申請期限】令和2年6月30日まで（事後提出可能）

【生産指標要件】令和2年4月1日から令和2年6月30日までの間は5%減

【その他】・残業相殺制度を停止 ・クーリング期間を撤廃 ・短時間休業の要件を緩和

販路開拓支援

小規模事業者持続化補助金

【お問合せ】新潟商工会議所 経営相談課 TEL 025-290-4411

【補助対象】小規模事業者等

【補助上限】50万円 【補助率】2/3

【第2回締切】6月5日（金）当日消印有効

【第3回締切】10月2日（金）当日消印有効

【第4回締切】2021年2月5日（金）当日消印有効

【要項・申請様式】日本商工会議所小規模事業者持続化補助金事務局ホームページ
(<https://r1.jizokukahojokin.info/>) からダウンロード

申請には商工会議所の確認が必要です。申請に関する相談・計画書の作成も支援しています。



BM（ザ・ビジネスモール）SOSモール（商工会議所・商工会運営「会員限定」の商取引支援サービス）

SOS〈売りたい〉

イベント中止、休校、来店客数の減少によって生じた企業が抱える過剰在庫の解消・販売促進の支援を目的に、在庫処分にお困りの企業・店舗の情報を公開。購入希望者・企業からのお問合せ、注文等のやり取りについては、直接当該企業へご連絡ください。

SOS〈買いたい〉

資材調達に苦慮する企業を支援。募集・応募はいずれも無料。

案件の詳細は、各案件名をクリック。案件掲載ページより、質問・応募が可能。

詳細等はホームページをご確認ください。<https://www.b-mall.ne.jp/sos/search>



IT導入補助金2020

【詳しいお問合せ】一般社団法人 サービスデザイン推進協議会 <https://www.it-hojo.jp/2020emergency/>
TEL 0570-666-424 ※IP電話等からお問合せ TEL 042-303-9749

【補助対象】中小企業・小規模事業者等

【補助額】30～450万円 【補助率】1/2（特別枠は、2/3 ※詳細は上記お問合せ先にご確認ください）

【申請開始】6月頃（予定）

【第1回締切】6月末予定 【第2回締切】9月末予定 【第3回締切】12月末予定

相談支援

経営相談（無料）

【お問合せ】新潟商工会議所 経営相談課 TEL 025-290-4411

「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を開設しました。資金繰りだけでなく、売上げの拡大や経営改善、ITツールの導入など、より高度な経営のお悩みは専門家に相談することも可能です。是非、ご活用ください。